

エコアクション21 認証・登録制度の概要とその成果
(7年間の取組の総括)

平成23年9月

財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター

エコアクション21 中央事務局

目 次

1. エコアクション21の概要	1
1) エコアクション21ガイドライン策定の経緯.....	1
2) エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度の目的.....	1
3) エコアクション21ガイドラインの特徴.....	3
2. エコアクション21認証・登録制度の概要	4
1) 本制度の特徴.....	4
2) 中央事務局、地域事務局及び審査人の要件と役割（機能）.....	4
3) 中央事務局及び地域事務局の運営体制.....	8
3. 活動の成果と評価	10
1) 活動の成果.....	10
2) 活動の評価.....	18
3) 今後の課題.....	20

1. エコアクション21の概要

1) エコアクション21ガイドライン策定の経緯

エコアクション21は1996年に環境庁が、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」取り組みやすい方法を提供する目的で「環境活動評価プログラム」として策定したもので、その後、数度の改訂をしつつ、自主的な参加届出制度を設けるなどしてこの普及を進めてきた。

さらに、グリーン購入や大手事業者におけるサプライチェーンのグリーン化、環境報告書の普及等の様々な社会的な動きや環境活動評価プログラムに取り組む事業者の要望に応えるために、環境への取組を支える環境経営システムと、その状況を社会に伝える環境コミュニケーションの要素を取り入れるとともに、エコアクション21に適切に取り組む事業者を積極的に評価（認証・登録）することを目的に、プログラムの全面的な見直しを実施した。さらに審査及び認証・登録に関するパイロット事業を実施し、これらの結果を踏まえて、2004年に「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」を策定した。

1995年	中小企業向けの環境への取組を促進するためのプログラムについての検討を実施。
1996年9月	中小企業向けの環境活動促進のためのプログラム「環境活動評価プログラム」策定。
1999年9月	「環境活動評価プログラム」の内容を一部見直して「環境活動評価プログラム－エコアクション21－」策定。プログラムへの参加を自主的に届け出る制度を創設。
2002年4月	「環境活動評価プログラム－エコアクション21－」の内容を一部改訂。
2002年度	「環境活動評価プログラム（エコアクション21）」のあり方に関する検討会設置。
2003年3月	上記検討会報告書公表。検討会は、プログラムに環境マネジメントシステムの要素を取り入れた改訂と、それに基づく認証・登録制度の創設を提言。
2003年8月	上記提言を受けた「エコアクション21（環境活動評価プログラム）－環境経営システム・環境活動レポートガイドライン－2003年度試行版」を策定。
2003年度	上記試行版による審査及び認証・登録に関するパイロット事業実施。
2004年3月	パイロット事業の結果を踏まえ「エコアクション21－環境経営システム・環境活動レポートガイドライン－2004年版」を策定。
2004年10月	ガイドラインに基づく「エコアクション21認証・登録制度」創設

図表1：エコアクション21の沿革（認証・登録制度創設まで）

2) エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度の目的

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に環境への取組を行うことが必要であり、事業者においては製品・サービスを含む全ての事業活動の中に、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を織り込むことが求められている。

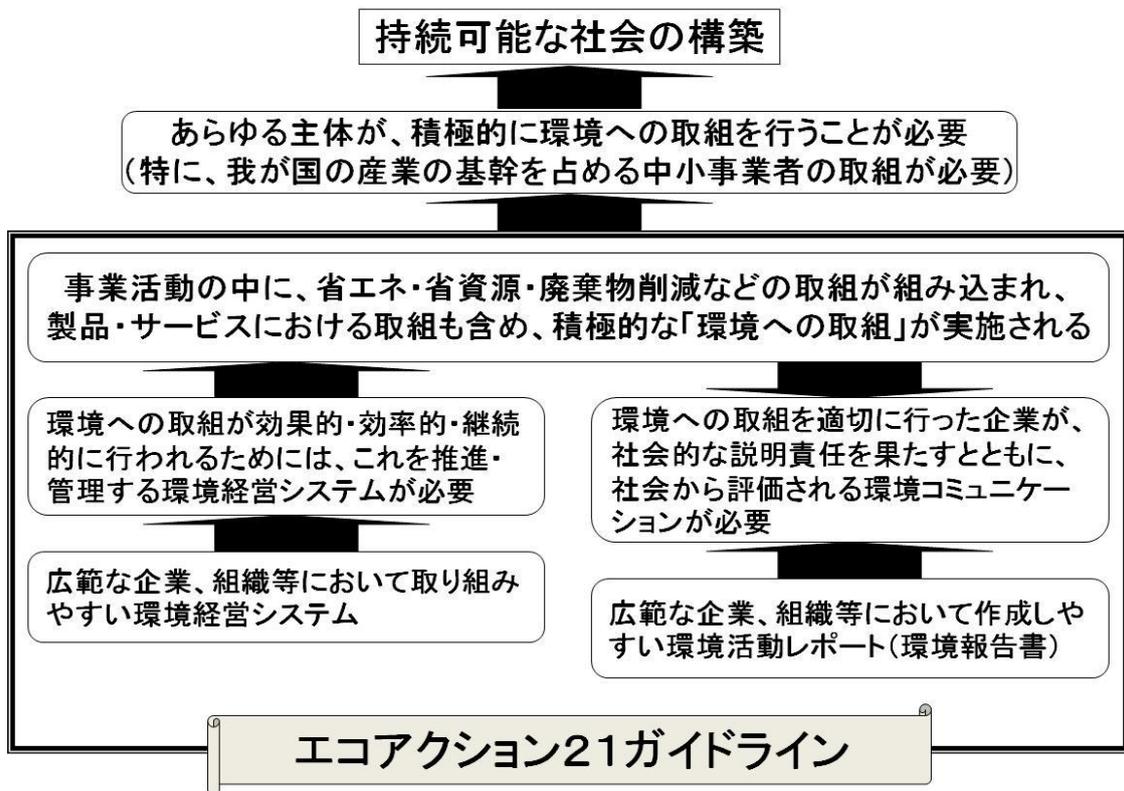
エコアクション21ガイドラインは、広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として策定されたものである。

事業者のエコアクション21の取組を推進し、その取組をより良いものとしていくためには、事業者の取組を適切に評価して必要な指導・助言を行うとともに、適切な取組を行っている事業者に対し、第三者がガイドラインに適合していることを認めることにより、社会的な評価や

信用を得られるようにする仕組みが必要である。

「エコアクション21認証・登録制度（以下「本制度」という）」は、エコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度である。

本制度は、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、認定を受けたエコアクション21審査人が、事業者によるエコアクション21ガイドラインに沿った取組を審査し、そのガイドラインへの適合の確認をもって認証・登録するもので、(財)地球環境戦略研究機関(IGES)持続性センターの活動として2004年10月に創設した。また、この制度を通じて、認証・登録された事業者の環境活動レポートを公開すること及び審査を通じて必要な指導助言を行うことも重視しており、エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度は「事業者の環境への取組を推進し、もって持続可能な経済社会の実現に貢献すること」を目的としている。



図表2：エコアクション21の目的と概要

3) エコアクション21ガイドラインの特徴

①中小事業者等でも容易に取り組める環境経営システム

エコアクション21では、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定している。

ISO14001規格においては、その要求事項は19項目で52事項が規定されているが、エコアクション21においては、13項目で30項目としており、例えば内部監査は推奨事項とする（大規模組織では必須）等、中小企業のシステム構築に配慮している。

この環境経営システムを構築、運用、維持することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営面でも効果がある。

<環境経営システムの構築、運用、維持について>

環境経営システムの構築とは仕組みを作ることであり、運用とはその仕組みに基づき実際に取り組むこと、維持とは作った仕組みを継続的に改善していくことによりその仕組みを保つことである。

②必要な環境への取組（環境パフォーマンス）を規定

環境経営システムが構築、運用、維持されていても、それだけでは環境への取組を十分に実施していることにはならないことから、エコアクション21では、必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量及び化学物質使用量を規定している。

さらに、必ず取り組むべき行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水、化学物質使用量の削減（化学物質を取り扱う事業者の場合）、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組を規定している。

これらの環境への取組は、環境経営にあたっての必須の要件であり、このような要件はISO14001には規定されていないエコアクション21独自の規定である。

③環境活動レポートの策定（環境コミュニケーション）を規定

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素である。

エコアクション21では、**環境活動レポート**の作成と公表を必須の要件として規定している。環境コミュニケーションに対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得るとともに、企業がより発展していくための重要な方法の一つであると言え、この要件もISO14001には規定されていないエコアクション21独自の規定である。

2. エコアクション21 認証・登録制度の概要

1) 本制度の特徴

本制度の特徴は以下のとおりである。

- ・本制度は、地域において本制度運営の中核を担う組織を、当該組織からの申請に基づき「地域事務局」として認定している。その認定にあたっては、当該地域の地方公共団体から「当該団体と協力し、エコアクション21の普及に取り組む」等の文書を発出してもらっていて、特に「地域」を重視した運営を行っている。また、地域事務局は、公益的団体又は非営利団体の組織であり、本制度における地域事務局業務をボランティア的にも行っている。
- ・「審査人」は、審査において、単にガイドラインへの適合についての審査を行うだけでなく、認証・登録事業者の環境への取組及び環境経営システムの構築・運用等のあり方についても「指導・助言」を積極的に行うことが重要な役割となっている。中小規模の事業者の個々の業種・業態を踏まえた適切な「指導・助言」を行うことにより、環境への取組及び環境経営システムの構築・運用等のあり方をより良くすることを目的としている。
- ・各地域の審査人は、審査の他に地域事務局の運営、本制度普及のための各種プログラムの実施、及び事業者の取組の支援等において、ボランティアに活動することにより、本制度を支えている。
- ・中央事務局についても、本制度の運営を行うことを目的とした非営利団体としている。
- ・このように非営利の団体が運営を担っていること、かつボランティアな活動を前提とした制度となっていることから、審査を含む認証・登録に係る費用は、他の制度に比較して安価なものとなっている。
- ・中央事務局は、各種の規程のみならず、審査や判定に係る手順や基準等を全て公開しているだけでなく、個別の認証・登録事業者の環境活動レポートも全て公開しており、社会的に透明性の高い制度となっている。

本制度は、中央事務局、地域事務局、審査人の連携、協働により実施している制度であり、持続可能な社会の構築を目的とした制度である。

2) 中央事務局、地域事務局及び審査人の要件と役割（機能）

本制度は、前述したように中央事務局、地域事務局及び審査人の三者の役割分担と協働により運営を行っている。

それぞれの要件及び役割（機能）は以下のとおりである。

(1) 中央事務局の要件と役割（機能）

中央事務局は、本制度の運営を行うことを目的とした非営利の組織であり、制度全体の運営ルール、審査及び判定を行う際の判断基準等を策定するとともに、制度の運営を地域において実際に担う地域事務局の認定及び審査を行う審査人の認定、さらには制度の普及促進を行っている。

中央事務局の第一の機能は、制度全体を公正かつ適切に運営するためのルール作り、審査及び判定を行う際の判断基準の作成等を行う機能である。

これらのルールや判断基準は、社会情勢の変化や、特に事例の積み重ね（実際に審査や判定を行っている地域事務局、審査人の意見を含む）により、毎年度、継続的に改善、改訂を図っていく必要がある。また、エコアクション21に取り組む事業者の規模、業種・業態、環境問題に対する取組姿勢・考え方、取組の状況は千差万別であり、共通化できるものもあれば、個別に対応を行う必要があるものなど、様々であることから、これらに適切に対応し、必要なルールや判断基準を検討していくことが重要である。

実施すべき中央事務局の役割は以下のとおりである。

- ・制度実施のための要領、各種規程等の策定、改訂

- ・事業者の審査人による審査、地域事務局による判定等のための手引きの策定、改訂
- ・業種別ガイドラインの策定、改訂

第二の機能は、地域事務局の認定機能である。

地域事務局は、事業者からの審査の受付、審査人の選定、審査計画書の確認、審査後の書類の受理・確認、判定委員会の開催等、事業者と審査人の間に立つとともに、地域におけるエコアクション21の普及促進を行う中核的組織であることから、その認定は、公正かつ適切に行っていく必要がある。

実施すべき中央事務局の役割は以下のとおりである。

- ・地域事務局の認定に関する要件の策定
- ・この要件に基づき地域事務局となることを希望する団体を審査し、これを認定、その情報の公開
- ・認定した地域事務局から運営状況に関する報告を受け、これを評価
- ・地域事務局の認定の更新
- ・認定した地域事務局のスタッフに対する研修

第三の機能は、審査人の認定機能である。

エコアクション21審査人は、エコアクション21に取り組む事業者が、ガイドラインの要求事項に適合しているか否かを審査するとともに、事業者の環境への取組及び環境経営システムの構築・運用等について指導助言を行う者であり、事業者と直接相対する極めて重要な立場である。

このような役割を有する審査人の試験、認定、研修にあたっては、その知識や経験、能力等の評価を公正かつ適切に行っていく必要がある。

実施すべき中央事務局の役割は以下のとおりである。

- ・審査人の認定に関する要件の策定
- ・この要件に基づく書類試験及び筆記試験の問題の作成、面接試験の方法の策定
- ・受験者の募集、試験の実施、合否の判定
- ・審査人の認定・登録、その情報の公開
- ・審査人認定の更新（必要な試験等を含む）
- ・審査人の研修の実施
- ・審査人倫理規定に基づく審査人の評価

第四の機能は、事業者の認証・登録機能である。

判定委員会の審議によりガイドラインに適合していると判定された事業者の認証・登録は、事業者自身及び社会に対して、事業者の取組がガイドラインに適合していると示すものであるとともに、制度の運営に要する収入を得るためのものでもある。制度全体への社会的信頼を得るためにも公正かつ適切に行っていく必要がある。

実施すべき中央事務局の役割は以下のとおりである。

- ・地域事務局から判定結果の報告を受け、これを確認
- ・最終的な事業者の認証・登録の可否の判定
- ・判定結果、認証・登録に関する契約手続等の事業者への連絡
- ・認証・登録契約の締結、認証・登録証の発行、ホームページへの環境活動レポートの掲載
- ・認証・登録事業者に関する情報のデータベースによる管理
- ・大規模事業者、自治体、大学等の特別な力量を要する審査のコーディネート

第五の機能は、エコアクション21の普及推進機能である。

本制度は、中小企業向けの取り組みやすい、かつ効果的効率的な制度として一定の社会的評価を得ているが、それだけで単純に認証・登録事業者数が増加するというものでは決してない。本制度の実施要領、規程等で定められているものではないが、特に本制度の趣旨を踏まえ、地域の地方公共団体、各種団体等との連携、協働、さらには全国的な団体、サプライチェーンの環境経営を推進する大手企業、中央府省等との連携、協働は、本制度の普及促進に

必要不可欠であり、そのための各種プログラムを適切にかつ積極的に実施していく必要がある。

実施すべき中央事務局の役割は以下のとおりである。

- ・地域の地方公共団体、各種団体等との連携、協働
- ・全国的な団体、サプライチェーンの環境経営を推進する大手企業、中央府省等との連携、協働
- ・自治体イニシアティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラム及び大学イニシアティブ・プログラムの調整、コーディネート
- ・パンフレットの作成、配布
- ・関係者からの問い合わせ、質問、取材等への対応
- ・ホームページの運用

上記のような中央事務局の役割（機能）を適切に果たしていくためには、中央事務局及びそのスタッフが持つべき要件と資質は以下のとおりである。

○中央事務局の要件

- ・非営利の公益的団体で、持続可能な社会の構築を目的とする団体であること
- ・中央事務局業務を継続的に実施するための必要な資源（必要な資質を有するスタッフ、資金及び設備）を有していること
- ・自ら「審査及び判定の手引き」及び「業種別ガイドライン」の策定等の業務を行うことができること（地域事務局、審査人、事業者等からの質問等について判断し、適切に回答するためには、中央事務局内部にこれを行う能力を有する機能が必要）
- ・本制度の継続的な改善を行うことができること

○中央事務局スタッフの資質（基本的には審査人に必要な要件と同等もしくはそれ以上）

- ・エコアクション21及び本制度について、豊富な知識と経験を有していること
- ・環境問題や環境対策に関する基本的な知識を有していること（環境問題についての基礎的知識、基本的な環境法等についての知識）
- ・事業者の環境対策に関する豊富な知見と経験を有していること
- ・環境経営システム（環境マネジメントシステム）に関する豊富な知見と経験を有していること
- ・関係者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、上記の知識と経験を活用して、本制度の運営を行うことができる資質、能力及び意欲を有していること

（2）地域事務局の要件と役割（機能）

地域事務局は、地域において環境保全活動の推進、中小企業の振興発展等を目的とする非営利の組織を中央事務局が地域事務局として認定しているものであり、事業者からの審査の受付、審査人の選定、審査計画書の確認、審査後の書類の受理・確認、判定委員会の開催等、事業者と審査人の間に立つとともに、エコアクション21の普及促進を行う中核的組織である。

○地域事務局の認定要件

地域事務局の認定要件は、以下のとおりであり、これを訪問調査で確認している。

- ・公益法人、特定非営利活動法人又は中間法人（一般財団法人、一般社団法人、協同組合法の定める都道府県中小企業団体中央会、商工会議所法に定める商工会議所等を含む）等の非営利の組織で、地域事務局としての公益的な活動を、継続的に、公正かつ適正に行える団体であること
- ・地域の地方公共団体との協力関係があること
- ・本制度の公正かつ適切な運営のための地域運営委員会及び地域判定委員会を設置すること（運営委員会には複数名の審査人が含まれていること）

○地域事務局の役割（機能）

地域事務局の第一の機能は、地域における審査の受付から判定までの事務局機能である。この機能においては、事業者や審査人が提出する書類について、単に書類の不備等の内容の確認を行うだけでなく、必要な修正等をお願いあるいは指導することも含まれており、エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度に関する高度な知識と経験が必要である。

- ・事業者からの審査申込の受付、確認及び連絡調整
- ・審査人の選定及び審査人との連絡調整
- ・審査計画書の確認
- ・審査報告書の受理及び確認
- ・判定委員会の運営と判定結果等の取りまとめ
- ・審査報告書及び判定結果等の中央事務局への報告

地域事務局の第二の機能は、地域におけるエコアクション21の普及推進機能である。

地域におけるエコアクション21の普及にあたっては、地域の地方公共団体、各種団体の協力・支援が不可欠であり、これら団体との日常的な連携、協働、普及推進のための各種プログラムの運営、普及セミナー等の開催、さらには事業者等に対する普及活動を積極的に行っていくことが必要である。

実施すべき地域事務局の役割は以下のとおりである。

- ・地域の地方公共団体、各種団体との日常的な連携、協働
- ・自治体イニシアティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラム及び大学イニシアティブ・プログラムの調整、コーディネート、運営
- ・普及セミナーの開催
- ・パンフレットの配布
- ・関係者からの問い合わせ、取材等への対応
- ・ホームページの運用

地域事務局の第三の機能は、審査人の研修（能力向上）機能である。

審査人の能力（力量）を向上させるためには、単なる座学による知識の習得だけでなく、判定結果のフィードバック、審査判定事例に基づく研修等が必要不可欠である。

実施すべき地域事務局の役割は以下のとおりである。

- ・審査人の研修
- ・審査人からの審査基準等に関する質問への対応

（3）審査人の要件と役割（機能）

審査人は、独立した個人の資格で、エコアクション21審査人として必要な知識と経験を有する者で、事業者の取組がガイドラインに適合しているか否かを公平に、かつ中立的立場から審査し、その結果を地域事務局に報告するとともに、事業者に対して環境への取組及び環境経営システムの構築・運用等について指導助言を行う。事業者の取組が事業者自身の企業価値の向上に結びつくとともに、持続可能な社会の構築に資するようにすることが重要であり、その役割は極めて大きい。

○審査人の認定要件

審査人の認定要件は、以下のとおりであり、これを書面、筆記及び面接試験で確認している。

- ・環境問題や環境対策に関する基本的な知識を有していること（環境問題についての基礎的知識、基本的な環境法等についての知識）
- ・事業者の環境対策に関する豊富な知見と経験を有していること（当該事業者が、どのような環境への取組を行うべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- ・環境経営システム（環境マネジメントシステム）に関する豊富な知見と経験を有してい

ること（当該事業者が、どのような環境経営システムを構築し、運用すべきかを判断し、適切な審査を実施できること）

- ・受審事業者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲を有していること

○審査人の役割（機能）

審査人の第一の機能は、審査機能である。

- ・審査計画書の作成
- ・書類審査及び現地審査の実施
- ・審査報告書の取りまとめと地域事務局への報告

審査人の第二の機能は、事業者に対する指導助言機能である。

- ・事業者の業種・業態、現状等を踏まえた適切な指導助言の実施

審査人の第三の機能は、地域事務局と協働したエコアクション21の普及推進機能である。

- ・自治体イニシアティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラム及び大学イニシアティブ・プログラムの運営、事業者の指導
- ・普及セミナー、研修会等の講師
- ・パンフレットの配布
- ・関係者からの問い合わせ、質問への対応
- ・普及のためのコンサルティング

3) 中央事務局及び地域事務局の運営体制

(1) 認証・登録制度運営のための要領等

中央事務局では、本制度を実施するため、以下のとおり実施要領及び規程等を策定している。

- ①本制度実施要領：制度実施のための総則であり、実施体制、認証・登録の基本的要件、基準及び手続、審査人の資格認定・登録の基準及び手続、地域事務局の認定・運営の基準及び手続等を規定。
- ②エコアクション21 認証・登録手続規程：事業者を認証・登録するための具体的手続、基準、認証・登録の取り消しの基準等を規定。
- ③エコアクション21 地域事務局の認定及び運営に関する規程：地域事務局を認定するための具体的手続、基準、業務内容等を規定。
- ④エコアクション21 審査人倫理規程：審査人が遵守すべき事項を規定。
- ⑤エコアクション21 運営委員会規程：運営委員会の運営手続等について規定。
- ⑥エコアクション21 審査人認定委員会規程：審査人認定委員会の運営手続等について規定。
- ⑦エコアクション21 判定委員会規程：判定委員会の運営手続等について規定。
- ⑧エコアクション21 審査人倫理委員会規程：審査人倫理委員会の運営手続等について規定。
- ⑨エコアクション21 ロゴマーク使用規程及びエコアクション21 ロゴマーク使用の手引き：ロゴマークの使用方法及び基準等について規定。
- ⑩エコアクション21 審査及び判定の手引き：事業者からの審査申込の受付より、審査人の審査、地域事務局の判定に至る基準、手続、用いる様式等について具体的に規定。
- ⑪ホームページ (<http://www.ea21.jp/>)：制度の説明、認証・登録事業者リスト、審査人リスト、各種資料等を掲載。

地域事務局では、地域において本制度を実施するため、以下のとおり実施要領及び規程等を策定している。

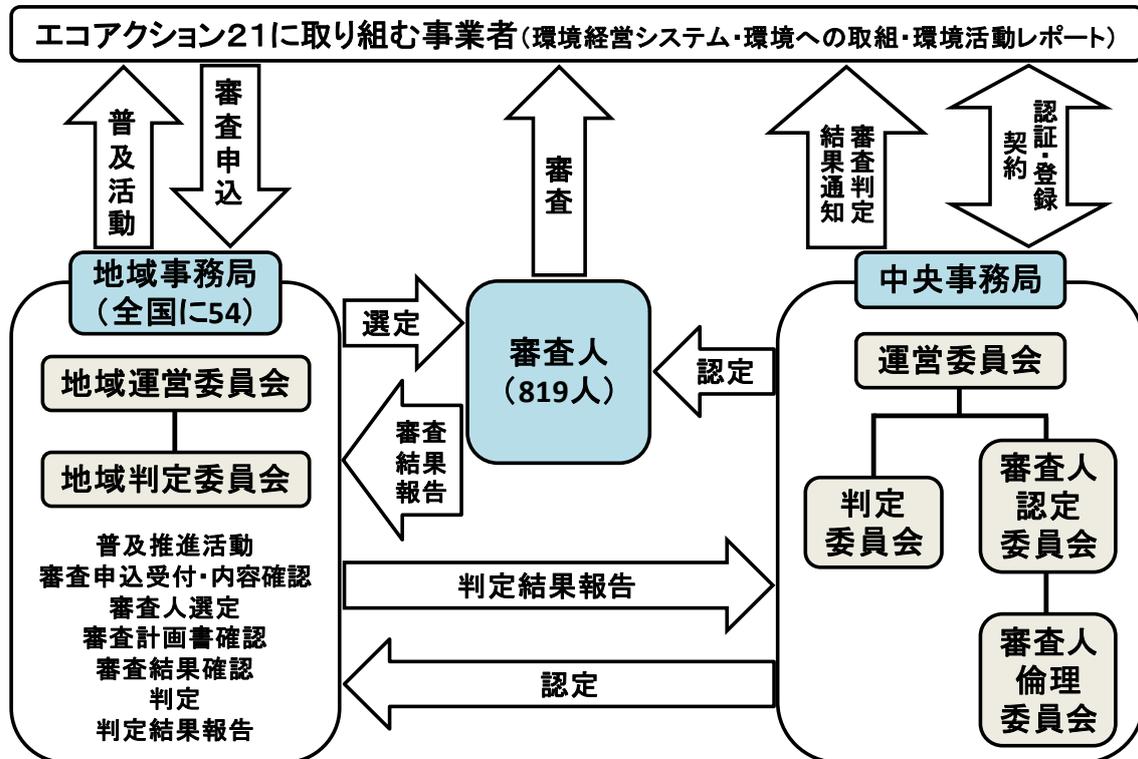
- ①地域事務局本制度実施要領：地域における制度実施のための総則であり、実施体制、認証・

- 登録の基本的要件、基準及び手続等を規定。
- ②地域事務局エコアクション21運営委員会規程：地域運営委員会の運営手続等について規定。
 - ③地域事務局エコアクション21判定委員会規程：地域判定委員会の運営手続等について規定。
 - ④ホームページ：制度の説明、各種資料等を掲載。

(2) 中央事務局及び地域事務局の運営体制

認証・登録制度実施要領に規定する中央事務局及び地域事務局の運営体制等は以下のとおりである。

- ①中央事務局に置く委員会：中央事務局に諮問機関として、「エコアクション21運営委員会」、「エコアクション21判定委員会」及び「エコアクション21審査人認定委員会」を設置。また、認定委員会の下部組織として「エコアクション21審査人倫理委員会」を設置。
- ②地域事務局に置く委員会：地域事務局に諮問機関として、「エコアクション21地域運営委員会」及び「エコアクション21地域判定委員会」を設置。
- ③エコアクション21審査人及び地域事務局のリスト、認証・登録事業者名及びその環境活動レポート等は、中央事務局のホームページで公開している。
- ④地域事務局は、毎年、5月31日までに、前年度の事業報告（事業実施結果の評価を含む）及び収支決算、当該年度の事業計画及び収支予算を作成し、地域運営委員会の承認を得て、その議事録を添付して中央事務局に提出することとなっている。
- ⑤認証・登録料及び審査費用は別添のとおりである。認証・登録料は、中央事務局が收受し、この内の5割相当を地域事務局の運営経費として、地域事務局に支払っている。また、審査費用は審査人の収入としている。



図表3：エコアクション21認証・登録制度の運営体制

3. 活動の成果と評価

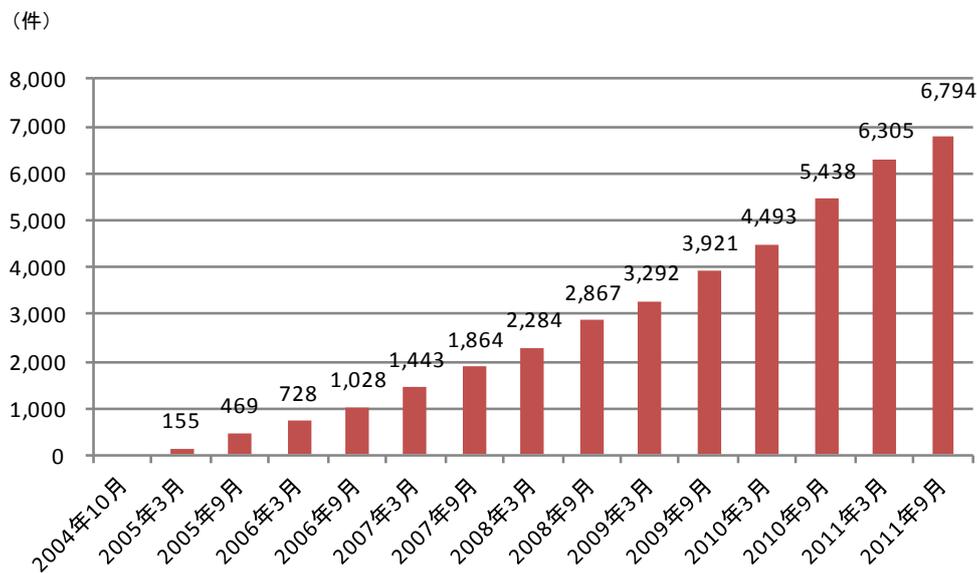
1) 活動の成果

(1) 事業者の認証・登録の状況

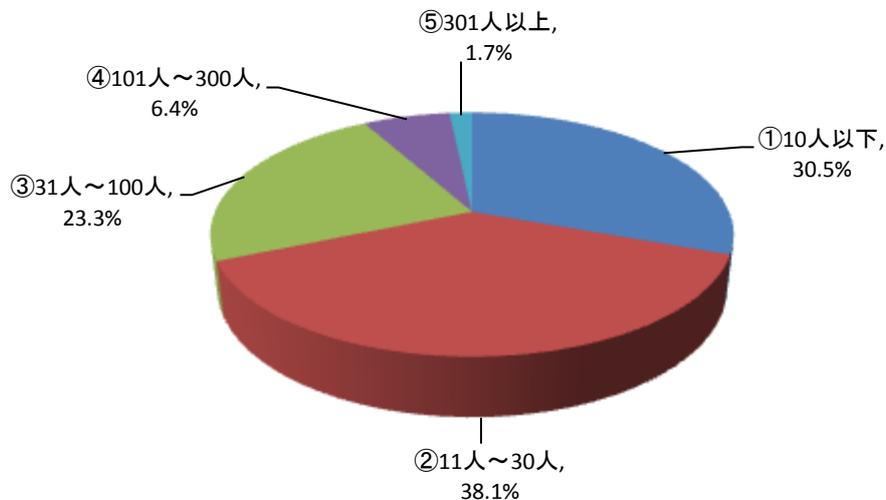
認証・登録制度の創設後、認証・登録事業者は毎年度約 1,000 件ずつ増加しており、順調に推移している。

特に認証・登録事業者の内、従業員 100 人以下の事業者の割合は約 90%を占めており、これが従業員 30 人以下の事業者では全体の約 70%を占めており、中小事業者向けの制度として、大きな支持を得ていると言える。

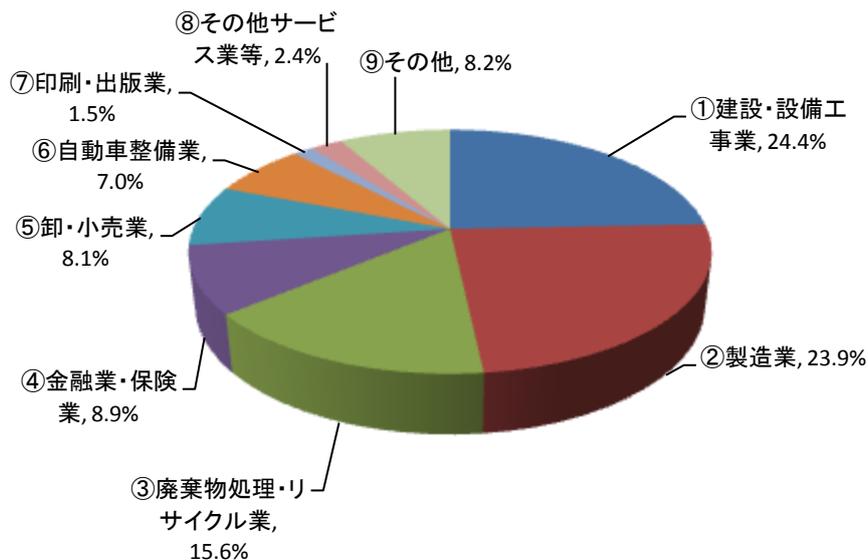
また、認証・登録事業者の業種別割合では、建設・設備工事業が 24.4%と最も多く、次いで製造業が 23.9%、廃棄物処理・リサイクル業が 15.6%などとなっており、日本国内のみで事業活動を行っている（輸出に係わらない）業種の取組が多いことが特徴である。



図表 4 : エコアクション 2 1 認証・登録事業者数の推移



図表 5 : エコアクション 2 1 認証・登録事業者数の規模別割合（平成 23 年 9 月末現在）



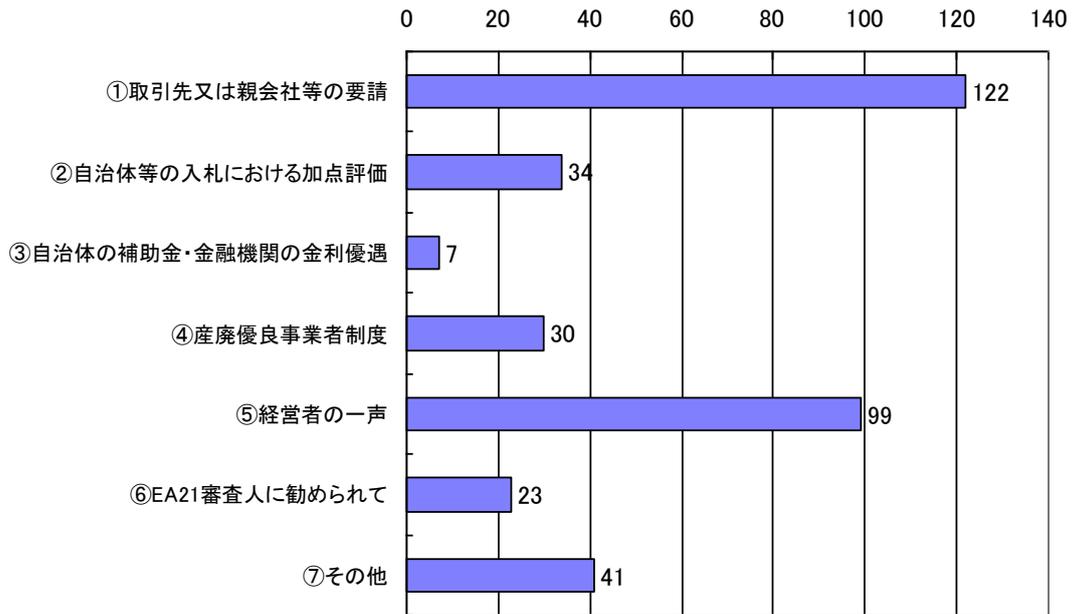
図表6：エコアクション21認証・登録事業者数の業種別割合（平成23年9月末現在）

また、環境省と協働し、平成19年度に実施した「認証取得事業者に対する調査」の結果を見ると、エコアクション21への取組の動機（複数回答の設問）では、「①取引先又は親会社等の要請」が最も多く全体の48%を占め、次いで「⑤経営者の一声」が39%などとなっている。大手企業がサプライチェーンの環境管理のために取組を求める場合と、中小企業の経営者自身が環境への取組の必要性を感じたため取り組んだ例が多く、エコアクション21が大手企業と中小企業自身の双方から評価されていることがわかる。

設問5. エコアクション21に取り組んだきっかけは、どのようなことですか。当てはまる番号全てをお選びください。

- ①取引先又は親会社等の要請
- ②自治体等の入札における加点評価を得るため
- ③自治体の補助金制度又は金融機関の金利優遇制度等を受けるため
- ④産廃優良事業者制度のため
- ⑤経営者の一声
- ⑥エコアクション21の審査人に勧められて
- ⑦その他 [具体的に (6.) _____]

【単純集計】



①取引先又は親会社等の要請	②自治体等の入札における加点評価	③自治体の補助金・金利優遇	④産廃優良事業者制度	⑤経営者の一声	⑥EA21審査人に勧められて	⑦その他	回答なし
48.0	13.4	2.8	11.8	39.0	9.1	16.1	0.8
122	34	7	30	99	23	41	2

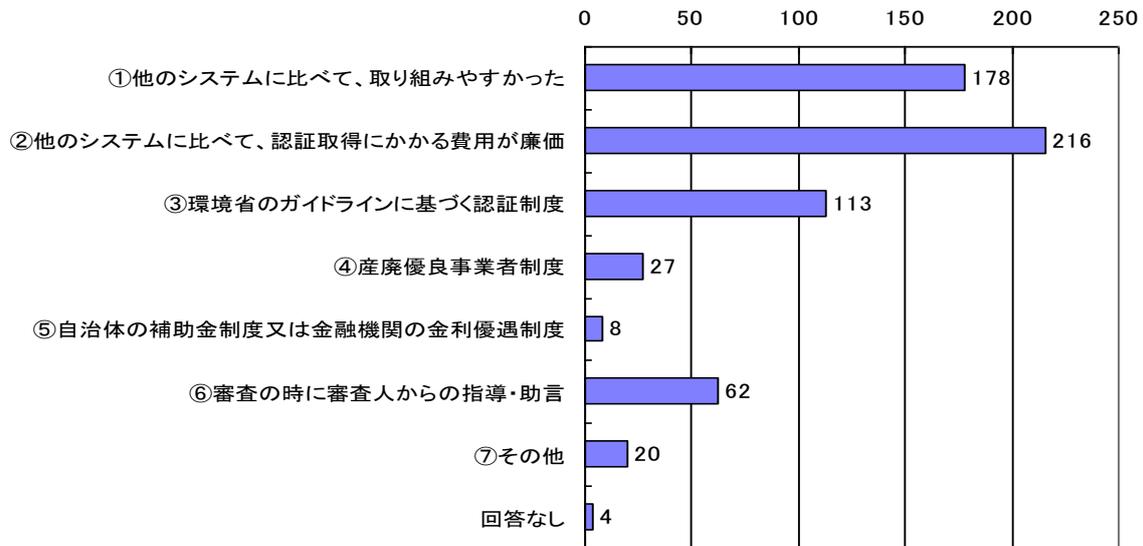
(上段：％、下段：件数)

さらに、環境マネジメントシステムに関する様々な制度がある中で、エコアクション21を選んだ理由（複数回答の設問）では、「②他のシステムに比べて、認証取得にかかる費用が廉価であるから」との回答が全体の85%と最も多く、次いで「①他のシステムに比べて、取り組みやすかったから」との回答が70%であった。中小企業にとって、内容的にも費用的にも取り組みやすい制度を構築することができたと評価できる。

設問7. ISO14001等の他の環境マネジメントシステムがある中で、エコアクション21を選択した理由がどのようなことですか。当てはまる番号全てをお選びください。

- ①他のシステムに比べて、取り組みやすかったから
- ②他のシステムに比べて、認証取得にかかる費用が廉価であるから
- ③環境省のガイドラインに基づく認証制度であるから
- ④産廃優良事業者制度があるから
- ⑤自治体の補助金制度又は金融機関の金利優遇制度があるから
- ⑥審査の時に審査人からの指導・助言が受けられるから
- ⑦その他 [具体的に (8.) _____]

【単純集計】



①他のシステムに比べ、取り組みやすかった	②他のシステムに比べ、認証取得費用が廉価	③環境省のガイドラインに基づく認証制度	④産廃優良事業者制度	⑤自治体補助金制度・金融機関の金利優遇制度	⑥審査の時に審査人からの指導・助言	⑦その他	回答なし	サンプル数
70.1 178	85.0 216	44.5 113	10.6 27	3.1 8	24.4 62	7.9 20	1.6 4	100.0 254

(上段：％、下段：件数)

(2) 地域事務局の認定状況

地域事務局の認定及び運営のあり方を検討し、そのための「地域事務局の認定及び運営に関する規程」を策定し、これを随時改訂した。

現在、地域事務局は全国 38 都道府県、54 団体の地域事務局を認定することができ、各地域で積極的な取組が実施されており、本制度の成果として評価できる。地域事務局のリストは、ホームページで公開している。地域事務局の組織形態として①地域の環境カウンセラー団体が主体となって設立したもの、②地域の商工団体が事務局となっているもの、③地域の温暖化対策センターが事務局となっているもの、④その他、の大きく 4 つに分類できる。

設立年度	認定件数	取り下げ件数
平成 16 年度	—	—
平成 17 年度	33	—
平成 18 年度	5	1
平成 19 年度	10	2
平成 20 年度	2	—
平成 21 年度	0	—
平成 22 年度	0	—
平成 23 年度	7	—
計	57	3

図表 7：地域事務局の認定状況

現在、以下のように全国 38 都道府県、54 団体の地域事務局を認定することができ、各地域で積極的な取組が実施されている。

NO.	都道府県	地域事務局名	母体団体名
1	北海道	北海道	社団法人 北海道商工会議所連合会
2	岩手県	銀河	特定非営利活動法人 岩手県環境カウンセラー協議会
3	山形県	環境ネットやまがた	特定非営利活動法人 環境ネットやまがた
4	茨城県	いばらき	茨城県中小企業団体中央会
5	栃木県	とちぎ	宇都宮商工会議所
6	群馬県	群馬	特定非営利活動法人 NPOぐんま
7	群馬県	群馬県中小企業団体中央会	群馬県中小企業団体中央会
8	埼玉県	さいたま	社団法人 埼玉県環境検査研究協会
9	埼玉県	埼玉県中小企業団体中央会	埼玉県中小企業団体中央会
10	千葉県	千葉県環境財団	財団法人 千葉県環境財団
11	東京都	東京	特定非営利活動法人 東京城南環境カウンセラー協議会
12	東京都	東京中央	特定非営利活動法人 杉並環境カウンセラー協議会
13	東京都	東京都中小企業団体中央会	東京都中小企業団体中央会
14	神奈川県	かながわ	神奈川県中小企業団体中央会
15	新潟県	新潟県環境分析センター・EAとき	財団法人 新潟県環境分析センター
16	新潟県	上越環境科学センター	財団法人 上越環境科学センター
17	富山県	とやま環境財団	財団法人 とやま環境財団
18	石川県	金沢商工会議所	金沢商工会議所
19	福井県	環境向上支援センター	特定非営利活動法人 ふくい環境向上支援センター
20	山梨県	やまなし	有限責任中間法人 山梨県環境管理協会
21	長野県	長野産環協	社団法人 長野県産業環境保全協会
22	岐阜県	ぎふ	特定非営利活動法人 岐阜環境カウンセラー協議会
23	静岡県	(社)静岡県環境資源協会	社団法人 静岡県環境資源協会
24	静岡県	ふじのくに	特定非営利活動法人 静岡県環境カウンセラー協会
25	静岡県	いわた	磐田商工会議所
26	愛知県	あいち	特定非営利活動法人 愛知環境カウンセラー協会
27	愛知県	とよた	豊田商工会議所
28	滋賀県	びわこ	特定非営利活動法人 エコアクション21地域事務局びわこ
29	京都府	京都	特定非営利活動法人 木野環境
30	大阪府	大阪	特定非営利活動法人 大阪環境カウンセラー協会
31	大阪府	大阪技術振興協会	社団法人 大阪技術振興協会
32	大阪府	大阪府中小企業団体中央会	大阪府中小企業団体中央会
33	兵庫県	ひょうごEMS支援センター	財団法人 ひょうご環境創造協会
34	兵庫県	環境カウンセラー会ひょうご	特定非営利活動法人 環境カウンセラー会ひょうご
35	奈良県	なら	特定非営利活動法人 奈良環境カウンセラー協会
36	島根県	しまね	島根県中小企業団体中央会
37	岡山県	おかやま	岡山商工会議所
38	岡山県	倉敷	倉敷商工会議所

NO.	都道府県	地域事務局名	母体団体名
39	広島県	ひろしま	広島県環境保健協会環境生活センター
40	山口県	環境未来やまぐち	特定非営利活動法人 環境騎兵隊
41	山口県	やまぐち	特定非営利活動法人 環境共生機構
42	徳島県	徳島県中小企業団体中央会	徳島県中小企業団体中央会
43	香川県	高松	高松商工会議所
44	高知県	高知商工会議所	高知商工会議所
45	福岡県	福岡	特定非営利活動法人 北九州テクノサポート
46	福岡県	ECO-KEEA 九環協	財団法人 九州環境管理協会
47	福岡県	久留米商工会議所	久留米商工会議所
48	長崎県	未来長崎	特定非営利活動法人 地球環境市民
49	長崎県	ながさき	特定非営利活動法人 環境カウンセリング協会長崎
50	熊本県	環境技術協会	特定非営利活動法人 環境技術協会
51	大分県	おおいた	特定非営利活動法人 地域環境ネットワーク
52	宮崎県	みやざき	財団法人 宮崎県環境科学協会
53	鹿児島県	かごしま	財団法人 鹿児島県環境技術協会
54	沖縄県	おきなわ	沖縄県中小企業団体中央会

図表 8 : 地域事務局一覧

(3) 審査人の認定状況

審査人については、毎年度、試験問題を検討して試験の上、合格者を認定している。これまでに累計で 928 名を認定したが、3 年毎の資格更新をしなかった者及び亡くなった方等が 109 名おり、現在の認定数は 819 名である。審査人のリストはホームページで公表している。

審査人の資格は、我が国で最も難しい環境に関する資格として評価されているとともに、必要な力量（知識と経験）を有する審査人を選考する制度を確立することができた。

認定・登録年度	受験者数	認定・登録数
平成 16 年度	574	342
平成 17 年度	422	234
平成 18 年度	211	100
平成 19 年度	161	73
平成 20 年度	129	68
平成 21 年度	124	67
平成 22 年度	108	44
平成 23 年度	82	— *
計	1,811	928

※平成 23 年度の認定・登録数は未確定。

図表 9 : 審査人の認定状況

(4) 普及活動の状況

○研修会等の実施状況

本制度を普及させるため、以下のように各種の普及活動を実施している（（ ）内は参

加者数)。特にこれらの活動は、主として地域事務局及び審査人の力量を向上させるための取組であり、このような力量の向上活動が、本制度の普及に大きな役割を果たしている。

また、平成 21 年度及び 22 年度については、環境省策定のガイドラインが改訂（平成 21 年度）されたことから、その普及、地域事務局及び審査人の研修を積極的に行った。

なお、平成 18 年度から開催している「エコアクション 2.1 全国交流研修大会」は、全国の地域事務局及び審査人の交流と研修の場として定着しており、毎年、多くの関係者が参加している。

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
全国交流研修大会	—	—	第1回 山形県 (225)	第2回 滋賀県 (377)	第3回 熊本県 (326)	第4回 静岡県 (600)	第5回 群馬県 (409)	第6回 石川県 (—)*1
審査人力量向上 研修会	—	—	—	3回 (376)	2回 (378)	—	9回 (890)	5回*2 (629)
審査人認定講習会	1回 (342)	1回 (234)	1回 (116)	1回 (65)	1回 (62)	1回 (74)	1回 (54)	1回 (—)
業種別研修会	—	—	—	5回 (720)	4回 (546)	1回 (87)	—	7回*2 (779)
ガイドライン説明会	—	—	—	—	—	全国 9カ所	—	—

※1 第6回全国交流研修大会は平成 23 年 11 月の開催予定。

※2 業種別研修会全 7 回のうち 5 回は審査人力量向上研修会を兼ねる。

図表 10：研修会等の実施状況

○自治体等と協働の普及活動の実施状況

本制度の実施の一環として、自治体（市区町村）のイニシアティブの下、域内の多くの事業者が一斉にエコアクション 2.1 に取り組むことにより、地域全体の二酸化炭素、廃棄物などの排出削減、エネルギーコストなどの削減を実現し、併せて「環境経営」の証が得られる仕組みを「自治体イニシアティブ・プログラム」として展開している。これは自治体が、本制度を、域内の事業者の二酸化炭素排出削減対策などの取組を支援するための有力な政策手段として積極的に活用することにより、エコアクション 2.1 の普及を図るものである。

また、同様のプログラムにより、大手企業のサプライチェーン・マネジメントの活用、地域の商工団体等の協働を図るため「関係企業グリーン化プログラム」を実施している。

これらのプログラムは、自治体が地域における具体的な環境負荷削減策として活用するとともに、大手企業がサプライチェーンの環境管理の方策としてエコアクション 2.1 を活用していると評価することができる。

設立年度	自治体 I P	自治体数	関係企業 G P	中核となる 企業・団体数
平成 16 年度	—	—	—	—
平成 17 年度	296	18	—	—
平成 18 年度	654	34	63	3
平成 19 年度	500	37	177	6
平成 20 年度	550	47	422	25
平成 21 年度	607	42	1,277	26
平成 22 年度	278	32	550	33
計	3,181	210	2,489	93

図表 11：自治体イニシアティブ・プログラム及び関係企業グリーン化プログラムの実施状況

(5) 業種別ガイドラインの策定

経営資源に制約がある中小事業者が、効果的、効率的にエコアクション 2 1 に取り組み、取組による効果があがるようにするためには、さらには個別の業種におけるエコアクション 2 1 の普及を推進するためには、個別の業種における要求事項や必要な環境への取組について、分かりやすく取りまとめた業種別のガイドラインが必要と考え、業種別ガイドラインを策定した。

また、策定にあたっては、関係の府省と連携、協働を図った。

策定した業種別ガイドラインは以下のとおりであり、これらの業種別ガイドラインの策定とその普及により、当該業者におけるエコアクション 2 1 の取組は大きく進展した。

- ・エコアクション 2 1 産業廃棄物処理業者向けガイドライン（策定：環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）
- ・エコアクション 2 1 建設業向けガイドライン（策定：中央事務局）
- ・エコアクション 2 1 食品関連事業者向けガイドライン（策定：農林水産省総合食料局食品環境対策室）
- ・エコアクション 2 1 大学等高等教育機関向けガイドライン（策定：中央事務局）
- ・エコアクション 2 1 地方公共団体向けガイドライン（策定：中央事務局）

(6) 制度の継続的改善（「各種規程」及び「審査及び判定の手引き」の策定）

本制度を社会的に定着させるため、さらには制度実施の経験、経済社会情勢の変化に対応するためには、制度そのものの継続的な改善が必要不可欠である。

そこで、「認証・登録制度実施要領」、「認証・登録手続規程」及び「地域事務局の認定及び運営に関する規程」を策定し、これを制度の実施状況等を踏まえて、ほぼ毎年度改訂を行っている。

また、審査人による審査、地域事務局による判定等を適切に行うため、審査人及び地域事務局向けの「審査及び判定の手引き」を策定するとともに、これについても制度の実施状況等を踏まえて、毎年度改訂を行っている。

このような制度のあり方に関する検討及び制度の改善を継続的に行ってきたことにより、エコアクション 2 1 認証・登録制度は、社会的に一定の評価を得たと言える。

さらに、中央集権ではなく、地方分権の制度とするためには、どのような制度運営がよいか等を検討し、実証的に研究するため、地域事務局の認定及び運営のあり方を検討し、そのための「地域事務局の認定及び運営に関する規程」を策定し、これを随時改訂した。

2) 活動の評価

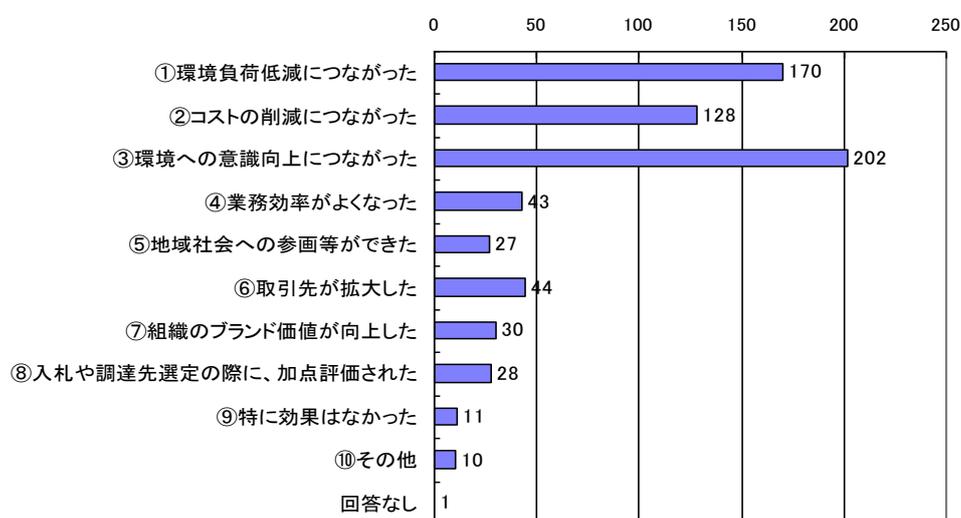
本制度を開始して7年間となるが、この7年間の成果は以下のように評価できる。

- ①「地域」を重視した運営を行ったことにより、全国の地方公共団体及び各種団体等の積極的な協力を得ることができ、このことと地域事務局の様々な活動が有機的に連携できたことにより、全国において本制度の普及推進を図ることができた。特に全国の地域事務局関係者及び審査人の積極的、主体的な活動が、エコアクション21の全国的な広がりとして6,500事業者を超える認証・登録数に大きく貢献したと言える。
- ②中小企業にとって取り組みやすく、かつ効果がある「環境への取組を適切に行った事業者を認証・登録する制度」への社会的ニーズは極めて高く、これに対して各地域においてきめ細かく対応することができたことが、本制度の成功に結びついている。
 - 中小事業者自身は、自らが適切に環境への取組を行っていることを第三者、特に取引先に示すことのできる制度を必要としている
 - 大手事業者は、環境に配慮したサプライチェーンのマネジメントができ、取引先に要請ができる中小事業者向けの制度を必要としている
 - 自治体は、地域の中小事業者の環境への取組を適切に推進し、その取組状況を把握できる制度を必要としている
- ③このような各地域での取組及び社会的ニーズを背景に、前述したように本制度の認証・登録数は約6,500事業者を超え、毎年約1,000件ずつ増加しているとともに、認証・登録事業者の約9割が従業員数100人以下、約7割が従業員数30人以下であり、中小事業者に一定の評価を得ている。
- ④同様に自治体イニシアティブ・プログラムを活用した自治体は延べ210団体、関係企業グリーン化プログラムを活用した大手企業、団体は93団体であり、自治体や大手企業一定の評価を得ている。
- ⑤経営資源に制約がある中小事業者が、効果的・効率的にエコアクション21に参加できるよう各種の業種別ガイドラインを策定するとともに、自治体イニシアティブ・プログラム及び関係企業グリーン化プログラム等を実施し、取組の効果があがるようにするために、審査人が審査の際に必要な指導・助言を行うことができる制度としたことにより中小事業者から高い評価を得ている。
- ⑥中央事務局に運営委員会、審査人認定委員会、判定委員会及び審査人倫理委員会を設置するとともに、地域事務局に運営委員会及び判定委員会を設置し、第三者が制度の運営、事業者の認証の可否を判定する制度とし、かつ関係する資料をホームページで公表することにより、信頼性、透明性のある認証・登録制度を目指しており、一定の評価を得ている。
- ⑦審査を行う審査人を、書類試験、筆記試験及び面接試験を実施して選考しており、一定の経験及び力量のある審査人を認定すると共に、審査人力量向上研修会、全国交流研修大会等を実施してその力量の維持向上を図っており、一定の評価を得ている。
- ⑧全国38都道府県で54の地域事務局を認定して、事業者からの審査の申込受付から、認証・登録の可否の判定までを行っており、それぞれの地域で自立的に運営できる、中央集権ではない地方分権の制度として、一定の評価を得ている。
- ⑨実際にエコアクション21に取り組んだ事業者においては、エコアクション21に取り組んだことによる効果、メリット（複数回答の設問）では、「③社員の意思統一が図られ、環境への意識向上につながった」との回答が最も多く全体の80%であり、次いで「①環境に関する目標管理を徹底するようになり、環境負荷低減につながった」との回答が67%、「②省資源・省エネルギー等によりコストの削減につながった」との回答が50%となっており、実際に中小企業がエコアクション21に取り組むことにより、具体的な効果があったと評価できる。

設問9. エコアクション21に取り組んで、どのような効果、メリットがありましたか。当てはまる番号全てをお選びください。

- ①環境に関する目標管理を徹底するようになり、環境負荷低減につながった
- ②省資源・省エネルギー等によりコストの削減につながった
- ③社員の意思統一が図られ、環境への意識向上につながった
- ④社内のコミュニケーションが円滑に図られるようになり、業務効率がよくなった
- ⑤外部とのコミュニケーションが推進され、地域社会への参画等ができた
- ⑥対外的な信用が向上し、取引先が拡大した
- ⑦組織のブランド価値が向上した
- ⑧入札や調達先選定の際に、加点評価された
- ⑨特に効果はなかった
- ⑩その他 [具体的に (10.) _____]

【単純集計】



①環境負荷低減につながった	②コストの削減につながった	③環境への意識向上に繋がった	④業務効率がよくなった	⑤地域社会への参画等ができた	⑥取引先が拡大した
66.9 170	50.4 128	79.5 202	16.9 43	10.6 27	17.3 44
⑦組織のブランド価値が向上した	⑧入札や調達先選定の際に、加点評価された	⑨特に効果はなかった	⑩その他	回答なし	サンプル数
11.8 30	11.0 28	4.3 11	3.9 10	0.4 1	100.0 254

(上段：%、下段：件数)

以上のように、本制度は、制度開始以来7年間で、約 6,500 事業者を認証・登録するとともに、全国に約 800 名の審査人と 54 の地域事務局を認定するまでに成長した。今日では、中小事業者を主な対象とする環境認証の制度として一定の社会的地位を占めるに至り、産業界や行政等から大きな期待が寄せられるとともに、その社会的責任を果たすことも求められている。

本制度がこのように大きく成長することができたのは、中央事務局関係者のみならず全国の審査人及び地域事務局関係者の熱意と尽力の結果であり、これらの関係者のボランティアでかつ積極的な活動と制度運営がなければ、エコアクション21の現在ではなかったといつて

よい。

3) 今後の課題

本制度は、前述したように大きな成果をあげることができたが、その一方で現在、急激に成長したことによる様々な課題にも直面している。現状の制度運営の限界もみえ始めており、6,500件という認証を社会的に信頼できる形で定着させることが求められている。エコアクション21は、今後、認証・登録数を1万件、2万件と大きく伸ばし、持続可能な社会の実現に向けた環境政策手法の一翼を適切に担っていくための制度であることも求められている。

このような問題認識のもとに、平成21年8月に開催された運営委員会の審議に基づき、「中央事務局の認証・登録制度のあり方等に関する検討委員会」及び「地域事務局のあり方等に関する検討委員会」を設置し、「本制度の新たな発展に向けて（提言）」を取りまとめた。

報告書では、本制度が直面している課題を明らかにした上で、今後の制度改革にあたっての基本方針及び方向性等を取りまとめ、改革の進め方について提言している。

今後、この報告書の基本方針及び方向性に基づき、本制度の改革に取り組んでいくことが必要と言える。